

長崎労働局発表
平成26年12月9日(火)

厚生労働省
長崎労働局雇用均等室
室長 高橋 行紀
室長補佐 宮崎 直子
地方機会均等指導官 石田 裕子
電話 095-801-0050 内線 500,501,502

「子育てサポート企業として」

株式会社十八銀行 を認定しました！



次世代認定マーク「愛称：くるみん」

長崎労働局（局長 小鹿 昌也）では、次世代育成支援対策推進法に基づき、
「株式会社十八銀行（代表執行役頭取 森 拓二郎）」を子育てにやさしい企業として認定し、下記のとおり「くるみん認定書授与式」を執り行うことといたしました。
長崎県における認定企業としては**第9社目**になります。

くるみん認定書授与式

日時 平成26年12月11日(木) 10時30分～11時00分
場所 長崎労働局 大会議室
(長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル8階)

- * 認定書授与式は、撮影、傍聴可
- * 授与式終了後、認定企業及び労働局への取材を行うことも可能です。
- * 当日は、長崎労働局大会議室(長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル8階)へお越しください。

【次世代育成支援対策推進法とは？】

「次世代育成支援対策推進法」(以下、「次世代法」という。)は、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。

この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は、各種行動計画を策定することとされています。

【次世代法に基づく認定(くるみん認定)とは？】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、認定基準(計画に定めた目標の達成、計画期間内の女性の育児休業取得率7割以上など)を満たした場合には、都道府県労働局に申請を行うことにより、労働局長の認定を受けることができます。

【認定のメリット】

認定を受けた事業主は、右の次世代認定マーク(愛称:「くるみん」)を利用することができます。

この認定マークを求人広告、自社の商品や広告、ホームページ、名刺などにつけることで、「子育てサポート企業」であることを対外的にアピールすることができます。

その結果、企業イメージの向上やそれに伴う優秀な従業員の採用・定着などが期待できます。

さらに、平成23年4月1日から来年年3月31日までにくるみん認定を受けた企業については、税制優遇制度が設けられています。



次世代認定マーク「愛称：くるみん」

添付資料

- 資料1 株式会社十八銀行の取組の概要
- 資料2 認定基準
- 資料3 長崎県内企業における一般事業主行動計画策定届の届出及び認定の状況
- 資料4 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!! (パンフレット)
- 資料5 税制優遇を受けられる機会を逃していませんか?
- 資料6 くるみん認定プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが決定しました!